台湾オンライン広告宣伝事業業務委託仕様書

１　趣旨

令和８年８月の富山・台北定期便の再開を契機とし、台湾における本県の認知度向上と更なる誘客促進を図るため、台湾において本県の魅力を発信するオンライン広告を実施する。

２　委託業務名

台湾オンライン広告宣伝事業業務

３　委託業務の期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

４　対象地域

台湾

５　業務内容

台湾における本県の認知度向上と更なる誘客促進にむけ、台湾において本県の魅力を発信するオンライン広告を以下により実施することとし、効果的な情報発信の手法、広告媒体、媒体ごとの情報発信量や期間、見込まれる効果等について具体的に提案すること。

（１）情報発信の内容

・台湾における富山県の認知度向上と誘客促進にむけ、本県の観光の魅力を発信すること。
・富山・台北便を利用した台湾から富山への旅行を意識した内容とすること。
・富山県の観光の魅力の発信を中心としつつ、富山空港の「富山高山すし空港」への愛称変更を踏まえ、岐阜県の飛騨地域との周遊促進を図ることを目的に、飛騨地域の魅力の発信も一部に含めること。
・委託業務の期間内において、①冬季の観光の魅力、②春季の観光の魅力について情報発信を行うこと。特に冬季の魅力を重点的に配信することとし、冬季と春季の情報発信量は概ね３：１の割合とすること。

（２）オンライン広告配信の手法

・台湾の訪日外国人旅行者の利用が多く、台湾に向けて効果的に情報発信を行うことができる配信手法や媒体を用いること。
（例：LINE や Facebook などの SNS 広告、Google などディスプレイ広告、その他訪日旅行に影響力を持つ現地オンライン媒体）
・広告配信について複数の手法、媒体を組み合わせて活用することも可とする。

（３）配信期間

・委託業務の期間内において、適切な時期に配信すること。

（4）その他
・配信する情報は台湾の旅行者に向けて、富山への来訪意欲を喚起できる内容となるよう工夫すること。
・広告作成にあたり現地取材は必須とせず、既存の情報や素材の活用での情報発信も可とする。なお、取材を行う場合は、取材先との調整や各施設及び関係者への必要な許諾取得等の業務について、県とも調整のうえ実施すること。
・配信する情報についてネイティブ及びネガティブチェックを行うこと。
・配信する情報については、各施設及び富山県に必要な確認を取り、了承を得ること。
・広告掲載の終了後、活用した媒体に応じて、情報発信の効果を分析すること。

6　事業の進め方
受託者は、事業の実施にあたって、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、事業の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議をしたうえで実施していくものとする。

7　実績報告
委託業務完了時には、下記に掲げるものを富山県へ提出すること
・業務完了報告書　（紙媒体１部、電子媒体１部）
・その他富山県が必要と認めた資料等（紙媒体１部、電子媒体１部）

8　履行期限
令和９年３月 31 日

9　その他
（1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
（2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
（3）受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
（5）受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
（6）業務内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること
（7）本事業は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。